

特別養護老人ホームハッピーヒルズ（幸せの丘）
従来型個室指定短期入所生活介護事業所
重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
（長崎県指定 第 4272100407 号）

当施設は利用者に対して短期入所生活介護・予防短期入所生活介護サービスを提供します。
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明
します。

目 次

1. 施設経営法人	2
2. 利用施設	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当施設が提供するサービス	5
5. 利用料金	6
6. キャンセル料	7
7. 利用期間中のサービス中止	7
8. 利用中の医療行為等	7
10. 受診の依頼	8
11. 契約の終了について（施設を退所していただく場合）	8
12. 苦情の受付について	9
13. 災害時の対応	9
14. サービス提供における事故発生時の対応	9
15. 損害賠償について	9
16. サービス利用にあたっての留意事項	10

従来型個室指定短期入所生活介護事業所
重要事項説明書

1 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 博愛会
- (2) 法人所在地 長崎県壱岐市芦辺町箱崎大左右触 2 2 7 2 番地 2
- (3) 電話番号 0 9 2 0 (4 8) 4 0 2 0
- (4) F A X 番号 0 9 2 0 (4 8) 4 0 2 1
- (5) 代表者氏名 理事長 中 原 晋 輔
- (6) 設立年月日 平成 2 5 年 6 月 6 日

2 利用施設

- (1) 施設の種類 従来型個室指定短期入所生活介護及び
従来型個室指定介護予防短期入所生活介護
平成 27 年 7 月 1 日指定

※当施設は特別養護老人ホームハッピーヒルズ（幸せの丘）に併設されています。

- (2) 施設の名称 特別養護老人ホームハッピーヒルズ（幸せの丘）
- (3) 施設所在地 長崎県壱岐市芦辺町箱崎大左右触 2 2 7 2 番地 2
- (4) 電話番号 0 9 2 0 (4 8) 4 0 2 0
- (5) 施設長氏名 永 田 信 弘
- (6) 施設の目的

社会福祉法人博愛会が経営する特別養護老人ホームハッピーヒルズ（幸せの丘）に併設する短期入所生活介護事業所及び介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う従来型個室指定短期入所生活介護サービス及び従来型個室指定介護予防短期入所生活介護サービス（以下「短期入所生活介護サービス」という。）の提供にあたり、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

(7) 運営方針

- ①従来型個室指定短期入所生活介護サービスの提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活に必要な支援を行うことにより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

- ②従来型個室指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。
- ③事業の実施に当たっては、関係市町、地域包括センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(8) 開設年月日 平成27年7月1日

(9) 通常の事業の実施地域 壱岐市全域

(10) 営業日及び営業時間等

①営業日 年中無休

②営業時間 24時間体制

③受付時間 毎日8:00～17:00
(家族送迎時受け入れ時間)

(11) 利用定員 9名(介護予防短期入所生活介護事業含む)

(12) 居室の概要 全室個室 9室

3 職員について

(1) 職員の配置状況

事業に従事する職員は、併設の特別養護老人ホームハッピーヒルズ(幸せの丘)の職員が兼務するものとし、職種、員数及び職務の内容は次のとおりとします。(介護予防も合算して表記する)

職 種	職員数	職務内容
施設長(管理者)	1名	管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
医師	1名	緊急時に利用者の健康管理、保健衛生指導等を行う。
看護職員	4名以上	利用者の看護、医師の診察の補助、健康管理および保健衛生業務を行う。
介護職員	32名以上	利用者の日常生活の介護、指導、援助を行う。
生活相談員	1名以上	利用者の日常生活についての相談、援助、および入退所に関する業務を行う。

栄養士(管理)	1名以上	給食献立の作成、利用者の栄養指導を行う。
調理員	5名以上	栄養士の作成した献立表による調理業務を行う。
事務員	1名以上	施設の庶務および会計事務を行う。
業務員	3名以上	施設内の清掃等に従事する。
宿直員	(外部委託)	宿直業務に従事する。

(2) 職種の勤務体制

職 種	勤務体制
1. 施設長（管理者）	日勤： 8：00～17：00
2. 医師	週 2 日が診察日
3. 看護職員	早出： 8：00～17：00 日勤：10：00～19：00 ※夜間はオンコールにて緊急時に対応します。
4. 介護職員	早出： 8：00～17：00 遅出：13：00～22：00 夜勤：22：00～ 8：00
5. 生活相談員	日勤： 8：00～17：00
6. 介護支援専門員	日勤： 8：00～17：00
7. 栄養士	日勤： 8：00～17：00
8. 調理員	早出： 6：00～15：00 日勤： 9：00～18：00 遅出：10：30～19：30
9. 機能訓練指導員	日勤： 8：00～17：00

10. 歯科衛生士	日勤： 8：00～17：00
11. 事務員	日勤： 8：00～17：00
12. 宿直員	夜勤：17：00～8：00

4 当施設が提供するサービス

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

《サービスの概要》

(1) 食事の提供

①当施設は、栄養並び利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

②食事時間

朝食 8：30～10：30 昼食 12：00～14：00 夕食 18：00～20：00

③食事場所

利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援します。

(2) 入浴の介助

①当施設は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、入浴又は清拭を週2回以上行います。担当職員によっては異性職員が介助を行う場合があります。

(3) 排せつの介助

①当施設は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行います。

(4) 日常生活の援助

①利用者の日常生活能力に応じて必要な介護を行います。

(5) 相談及び支援

①利用者及びそのご家族の介護等に関する相談及び助言を行います。

(6) 送迎

①身体的・環境的等の諸事情がある場合はご本人ご家族と話し合い、提供できる範囲の送迎車両により送迎サービスを行います。

②送迎時間については前日までに連絡いたします。交通事情等で送れる場合は事業所より連絡いたします。

5 利用料金

《サービス利用料金（１日あたり）》

※料金詳細は、別紙料金表をご参照下さい。

利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と、食事及び居住費、その他加算に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度、負担限度額認定段階に応じて異なります。）

（１）介護保険の給付対象となるサービス

①基本料金（金額は、要介護度により異なります。）

②加算（利用者の状況、状態によって変わります。）

※介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

①食費・滞在費・日用品費（金額は、市が定める「負担限度額」により異なります。詳細は、別紙料金表をご確認下さい。

※介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、認定証に記載された食費・滞在費の負担限度額が１日当たりの負担額となります。認定証は、必ず利用開始前にご提示願います。

- ・第１段階 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
- ・第２段階 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が８０万円以下の方
- ・第３段階② 市町村民税世帯非課税であって、第１、第２段階以外の方
- ・第３段階① 市町村民税世帯非課税であって、第１、第２段階以外の方
- ・第４段階 市町村民税課税世帯の方

＊第１～３段階の方は、「負担限度額認定証」が必要です。

②嗜好品代 実費

③複写物の交付 実費

④その他 個人で必要物品・食品の購入・医療費、希望者が参加されるレクリエーション、クラブ活動費用の実費。ただし、おむつ代は介護保険給付対象となっていますので負担の必要はありません。

(3) 利用料金のお支払い方法

- ①前記(1)、(2)の料金・費用は、毎月15日までに、前月分の請求書を発行します。
- ②お支払い方法は、直接現金でお支払いいただくか、当施設の指定口座への振り込みをお願いします。その場合はその月の25日までにお支払いください。
- ③指定金融機関口座からの口座振替の場合は27日の引き落としとなります。

[指定口座]振込先金融機関	： 親和銀行 壱岐中央支店
口座名義	： 社会福祉法人(しゃかいふくしほうじん) 博愛会(はくあいかい) 理事長(りじちょう) 中原 晋輔(なかはら しんすけ)
口座番号	： (普通) 3016390

6 キャンセル料

原則としてキャンセル料はいただいておりますが、必ず連絡は早めをお願いします。

7 利用期間中のサービス中止

- (1) 利用者は、事業者に対して、前日までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は実際の退所日までの日数を基準に計算します。
- (2) 事業者は、利用者の体調が良好でなく、施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の料金は実際の退所日までの日数を基準に計算します。
- (3) (1)・(2)に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護サービスは終了となります。この場合の料金は入院日までの日数を基準に計算します。

8 利用中の医療行為等

- (1) 当施設では健康管理のお手伝いをしますが、短期入所生活介護サービス利用期間中は利用者の主治医の診断による治療方針と方法が継続されます。
- (2) 当施設では投薬等につき必要に応じて医療に係らせていただきますが、医療の内容によっては短期入所生活介護サービスを利用いただけない場合があります。
- (3) 短期入所生活介護サービス利用中に処置等が必要な場合は薬品や消耗品(ガーゼ等)を利用時に準備ください。
- (4) 利用当日の体調(発熱・風邪等)によっては、利用を見合わせていただく場合があります。

9 受診の依頼

- (1) 短期入所生活介護サービス利用中に、契約時または利用開始時と著しく異なる心身の状況が認められた場合や、他の利用者への影響が懸念される症状が認められた場合には、急変時対応以外でも施設の判断により医療機関での受診をお願いする場合がございます。
- (2) 受診のための送迎・付き添いは原則としてご家族に担当いただきます。
- (3) 定期的な受診が短期入所生活介護サービス利用中に予定されている場合は、ご家族により受診していただきます。

10 契約の終了について（施設を退所していただく場合）

- ①要介護認定により利用者の心身の状況が非該当と判定された場合
- ②施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能となった場合
- ③当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ④利用者からの退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）
事業者からの退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください）

※以下のような事由が無い限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、退所していただくことになります。

11 苦情の受付について

- (1) 当施設における苦情の受付

苦情受付窓口

[担当職員] 生活相談員 町田 里彩子 小楠 英恵

[苦情解決責任者] 施設長 永田 信弘

※担当職員不在時には、他の職員が受け付けます。

- (2) 苦情処理の手順

当施設における苦情処理の手順は、別途定める「苦情処理及び相談窓口の体制・手順」にて対応します。

- (3) 当施設で解決できない苦情は、以下の事業所に申し立てることができます。

- ① 長崎県国民健康保険連合会 介護保険課

〒850-0025 長崎市今博多町8番地2号 長崎県国保会館内

電話 095-826-1599 FAX 095-826-1799

- ② 壱岐市役所 保険課介護保険班

〒811-5301 壱岐市芦辺町芦辺浦 564 番地

電話 0920-45-1111 FAX 0920-45-0996

1 2 災害時の対応

非常災害時に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対して別途定める計画に則って対応を行います。また、必要な訓練を年2回以上行います。

防火管理者： 土谷 耕一

- ① 防災時の対応 消防計画により対応します
- ② 防災設備 消防署の定期的な検査・指導のもと整備されています。
- ③ 防災訓練 総合訓練 3月（夜間想定）
9月（昼間想定）

1 3 サービス提供における事故発生時の対応

（1）サービスの提供を行っている際に、利用者の病変及び事故が生じた場合必要な措置を講じると共に以下の対応を行います。

- ①身元引受人へ電話等により連絡する。
- ②急を要する場合は事業者の判断により救急車を要請し、事後報告となる場合もあります。
- ③必要に応じて市町村及び県へ連絡する。

（2）当施設における再発防止策

- ①事故が生じた際には、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

1 4 損額賠償について

当施設において、事業者の責任により、利用者に生じた損害については、事業者は速やかに、その損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

※当施設が契約している、あいおいニッセイ同和損害保険会社による算定金額を上限とします。

1 5 利用中のリスクに関して

(1) 健康状態の管理リスクについて

- ①当施設は特別養護老人ホームのため、生活の場としての支援を行っております。病院と同様の治療ができない場合があります。
- ②体調急変時は、緊急搬送を行う場合があります。
- ③夜間帯は、看護師が在中しておりません。(19:00～7:30) 勤務時間外は待機担当の看護師にて対応いたします。病状により、緊急搬送を行う場合があります。

(2) 予測される危険について

- ①原則として身体拘束を行っておりません。転倒や滑落等の事故が起きないように職員一同事故防止に精一杯勤めて参りますが、突発的な動きに対応できない場合がございます。
- ②高齢の方は、転倒や滑落をはじめ、寝返りやくしゃみ等の日常生活動作でも骨折する場合があります。
- ③高齢の方は、摩擦や軽度の打撲等で、皮膚剥離・内出血が起きやすい状態にあります。
- ④高齢により、飲水や食事摂取時の嚙む力や、飲み込む力が低下し、誤嚥や窒息の危険性があります。
- ⑤脳や心臓の疾患等で、体調の急変・急死される場合があります。

このことは、自宅での生活でも十分起こり得ることですので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

※詳細については別紙『利用にあたってのリスク説明』をご参照ください。

1 6 サービス利用にあたっての留意事項

当施設の利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場として快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

危険性のないもので、居室に設置可能なものなら可能です。但し他の利用者の迷惑になるような備品は持ち込みを制限させていただくこともあります。

入所時にご相談ください。例：はさみ・針

(2) 面会

面会時間 8:00～20:00

※来設の際は面会カードに記入ください。

※差し入れについては、アルコール製品の持ち込みや生もの、餅などはご遠慮ください。

(3) 外出

外出をされる場合は、前日までに申し出ください。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出ください。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書5（2）に定める食費は減免されます。

(5) 施設・整備の使用上の注意

①居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合は契約者様の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

③利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

④当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(7) 火気の取り扱い

施設内では、許可なく火気（ライター・マッチ等）の使用を禁止します。

従来型個室指定短期入所生活介護サービス重要事項説明同意書

令和 年 月 日

従来型個室指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

従来型個室指定短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホーム ハッピーヒルズ(幸せの丘)

説明者職名 氏名 生活相談員

私は、本書名に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、従来型個室指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 氏名 _____

身元引受人 住所 _____

(代理人)

氏名 _____ (続柄: _____)